

令和8年度天草市建設工事入札参加者資格審査格付基準

第1 趣旨

この基準は、天草市工事入札参加者資格審査格付要綱第3条第2項に規定する格付の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 格付対象業種

格付の対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、水道施設工事、法面工事の7業種とする。

第3 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

(7) 客観点

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査結果を用い、次により算出した点数

入札参加資格者の区分	算出方法
① 天草市内に主たる営業所を有する者	法第27条の23に規定する経営事項審査結果における総合評定値とする。
② 天草市外に主たる営業所を有し、天草市内に入札及び契約に関する権限を委任している営業所（以下、「市内営業所」という。）を有する者	法に規定する経営事項審査における審査項目のうち、経営規模（X1）、技術力（Z）の算定において、建設業の業種別完成工事高、業種別技術職員数及び業種別元請完成工事高について、市内営業所分以外の値に0.3を乗じた値と、市内営業所分の値を加えた数値（少数点以下切り捨て）にて算出する。

(1) 主観点

第5に規定する技術事項等評価項目及び数値基準により算出した技術事項等評価点数

(ウ) 総合点数

客観点と主観点を合計した点数

第4 格付の方法

1 令和7・8年度の2ヵ年有効な天草市工事入札参加資格を有している者

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、令和7・8年度天草市工事入札参加者資格認定時（以下「令和7・8年度資格認定時」という。）に算出した客観点を、直近の経営事項審査結果より算出した客観点と入れ替え、第4の1（2）に規定する主観点を加えた総合点数に応じて、下表3「等級格付表」に基づき、それぞれの等級に格付するものとする。

各有資格者の格付は、次の要件を満たす業種について対象とする。

(ア) 直近の経営事項審査結果通知書において、完成工事高の年平均の欄に工事実績があること。

(イ)業種に対応する資格を持った技術職員を有すること。

営業所に委任する場合には、当該営業所に技術職員の配置がなされていること。

なお、前回格付された等級から2等級以上上昇する場合は、1等級までに止めるものとする。

また、前回格付を受けていない業種、又は前回格付を受けていない者については、最も下位の等級に格付するものとする。

(2) 主観点

主観点は、令和7・8年度資格認定時のものを変更しない。ただし、熊本県「建設業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領」による加算がある場合は随時見直す。

2 令和8年度から有効な天草市工事入札参加資格を有する者

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、第3(ア)に規定する客観点に、第3(イ)に規定する主観点を加えた総合点数を算出のうえ、下表3「等級格付表」の最も下位の等級に格付するものとする。

各有資格者の格付は、次の要件を満たす業種について対象とする。

(ア)直近の経営事項審査結果通知書において、完成工事高の年平均の欄に工事実績があること。

(イ)業種に対応する資格を持った技術職員を有すること。

営業所に委任する場合には、当該営業所に技術職員の配置がなされていること。

3 等級格付表

格付対象業種における等級区分は次表のとおりとし、各等級の構成数は10者以上とする。

等級内構成数が10者に満たない場合は下位より繰り上げ、下限の点数は当該等級最下位事業者の総合点数とし、直近下位の上限点数にも反映させるものとする。

なお、各等級の下限の点数が同点の事業者が複数ある場合は、客観点が高い方を上位とする。

等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工 事	法面工事
A	1177 点以上	1172 点以上	1088 点以上	1071 点以上	1133 点以上	1063 点以上	1085 点以上
B	1177 点未満	1172 点未満	1088 点未満	1071 点未満	1133 点未満	1063 点未満	1085 点未満
	1021 点以上	942 点以上	845 点以上	821 点以上	845 点以上	872 点以上	896 点以上
C	1021 点未満	942 点未満	845 点未満	821 点未満	845 点未満	872 点未満	896 点未満
	884 点以上	838 点以上					
D	884 点未満	838 点未満					

(1) 当該業種に必要な1級技術者数

(令和7年9月30日現在において継続して6か月を超えて在籍する者)

等級	土木一式工事	建築一式工事
A	3人以上	1人以上

※市内営業所に係る技術者については、当該技術者が天草市に住民登録があること。

第5. 天草市技術事項等評価項目及び数値基準について

- (1) 資格審査格付する全ての業種（土木一式工事・建築一式工事・管工事・電気工事・舗装工事・水道施設工事・法面工事）を対象とする事項

事項区分		基準区分	点数	備考
工 事 成 績	天草市発注工事の種類別平均工事成績 (令和3年1月～令和7年12月まで)	請負額250万円以上の工事がある業者	(平均点-65) × 6	※点数が負の数値の場合は減点となる。 (小数点以下切り捨て)
		請負額250万円未満のみ及び工事实績がない業者	加点なし	
	天草市発注工事優良工事状況(令和6年1月～令和7年12月まで)	工事成績85点以上	1件につき20点	1年につき1件について評価する。
工事成績80点以上85点未満		1件につき10点		
	天草市発注工事粗雑工事状況 (令和6年1月～令和7年12月まで)	工事成績65点未満	1件当たり△20点	
信用	信用の度合	令和6年1月～令和7年12月までの間における天草市単独の指名停止	1月当たり△20点	1月未満の端数は1月で算定する。
	住民の雇用の状況	天草市に住民登録をしている者を令和4年12月31日以前から継続雇用	1人につき5点	最高15人までとする。
	女性住民の新規雇用状況	天草市に住民登録をしている女性を令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に新規に採用し継続雇用	1人につき5点	

社会的 貢献 度	若年者住民の新規雇用の状況	天草市に住民登録をしている採用時年齢が35歳以下の若年者を令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に新規に採用し継続雇用	1人につき5点	
	新卒者住民の新規雇用の状況	天草市に住民登録している学校教育法に規定する学校又は専修学校を令和4年度から令和6年度までの間に卒業した者を継続雇用	1人につき5点	
	障がい者の雇用の状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用に関係なく、天草市住民である障がい者を令和7年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人以上雇用している場合5点	
	保護観察対象者の雇用の状況	「更生保護法」に規定する天草市住民である保護観察対象者を令和7年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人以上雇用している場合5点	
	消防団員の雇用の状況	天草市消防団員を令和7年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人につき5点	
	消防団協力事務所の締結状況 (令和7年12月31日現在)	天草市と消防団協力事務所として締結している場合	10点	社団法人団体に加入し、その団体が締結している場合には加点対象とする。
	防災協定の締結状況 (令和7年12月31日現在)	天草市と防災協定を締結している場合	10点	
	天草市管内でのボランティア活動の状況	令和6年及び令和7年の各年とも活動実績がある場合	5点	
	天草市内での営業年数状況 (令和7年12月31日現在)	25年以上	40点	
		10年以上 25年未満	30点	
5年以上 10年未満		20点		
1年以上 5年未満		10点		
1年未満		0点		

	格付する各業種工事における災害復旧工事の受注状況 ※1	5件以上	10点	小数点以下四捨五入
		3件以上 5件未満	7点	
		1件以上 3件未満	3点	
		工事なし	0点	
その他	令和7年12月31日における職員総数	職員総数×当該業種平均工事完成工事高／全業種平均完成工事高（50点まで）		第3(7)に規定した算出方法により算出した数値を用いるものとする。
	審査基準日（決算日）以降の技術者の増減に応じ経営事項審査の総合評定値影響分を補正	(9/30時点のZ1－経審時のZ1)×0.8×0.25		※点数が負の数値の場合は減点となる。

※1 格付適用年度の直前の2ヵ年平均の災害復旧工事の受注件数とする。

災害復旧工事とは、天草市が発注する災害復旧工事（公共土木施設災害復旧工事、農林水産施設災害復旧工事等）のことをいう。

(2) 資格審査格付する業種別で対象とする事項

(7) 管工事のみ加対象事項

事項区分	基準区分	点数	備考
天草市水道局指定給水装置工事の指定の状況	天草市水道局指定給水装置工事の指定業者 (給水装置主任技術者を有する事業者)	20点	1人の職員につき技能者として申請できるのは3技能までとする。 ※ 同一の技能項目で1級・2級を重複できない。
浄化槽管理士の状況	浄化槽法に基づく、浄化槽管理士資格試験の合格者もしくは浄化槽管理士講習修了者の国家資格	1人につき7点	
浄化槽設備士の状況	公益財団法人日本環境整備教育センターが行う浄化槽設備士資格試験の合格者もしくは浄化槽設備士講習修了者の国家資格	1人につき7点	
1級配管技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく1級配管技能士配管に関する学科及び実技試験に合格した国家資格者	1人につき7点	
2級配管技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく2級配管技能士配管に関する学科及び実技試験に合格した国家資格者	1人につき3点	
1級空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく1級空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工技能士の冷凍空気調和機器施工に関する学科及び実技試験に合格した国家資格者	1人につき7点	
2級空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく2級空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工技能士の冷凍空気調和機器施工に関する学科及び実技試験に合格した国家資格者	1人につき3点	
1級給排水衛生施設配管技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく1級給排水衛生施設配管技能士配管に関する学科及び実技試験に合格した国家資格者	1人につき7点	
2級給排水衛生施設配管技能士の状況	職業能力開発促進法の規定に基づく2級給排水衛生施設配管技能士配管に関する学科及び実技試験に合格した国家資格者	1人につき3点	

(イ) 舗装工事のみ加点対象項目

事項区分		基準区分	点数	備考
施工技術	舗装工事の技術者及び技能者の状況	1級舗装施工管理技術者	1人につき10点	
		2級舗装施工管理技術者	1人につき5点	
施工体制その他	運転手の資格取得の状況	<p>機械の自社保有(令和8年1月1日)が確認でき、1及び2のいずれの条件も満たす令和8年1月1日現在で主に舗装工事に従事する常勤の運転手(資格取得者)を3人以上雇用している。</p> <p>【確認事項】</p> <p>1 大型特殊免許を有すること。</p> <p>2 労働安全衛生法第61条による技能講習[車両系：整地・運搬・掘削]を終了している、又は労働安全衛生法第59条による特別教育[締固用機械]を終了したこと。なお、技能講習[車両系：整地・運搬・掘削]を終了したことと同等と認められる場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転技能特例講習、車両系建設機械運転技能特例講習、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]作業安全技術教育、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転業務従事者安全衛生教育のいずれかを終了したこと。 ・建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定1級又は2級(6種は除く)に合格したこと。 ・職業能力開発促進法による職業訓練等のうち建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練(通信の方法によって行う者を除く)を終了したこと。 	15点	

	対象建機	規格	点数	備考
令和8年1月1日現在の舗装用建機の保有状況	アスファルトフィニッシャー	舗装幅1.4m以上	20点	※同建機を複数所有していても加点対象は1機のみとする。 なお、天草市以外が発行した償却資産台帳に記載された建機については、0.30を乗じた点数とする。
	① マカダムローラー	質量10t以上	10点	
	② タイヤローラー	質量8トン以上 公道自走式	10点	
	③ モーターグレーダー	ブレード幅 3.1m以上 公道自走式	10点	
	<p>※①～③の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有している者のみに加点する。</p> <p>【確認事項】</p> <p>1 自社が所有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する償却資産台帳に記載されていること。 <p>2 リース契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会が定める「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づくファイナンス・リース取引に該当する契約であること。 <p>3 子会社が所有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する償却資産台帳に記載されていること。 <p>なお、公道自走式の場合、令和8年1月1日現在で有効な車検を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3項第1号～第3号に規定する子会社であること。 			

(ウ) 水道施設工事のみ加点对象項目

事項区分		基準区分	点数	備考
施工技能	天草市水道局指定給水装置工事の指定の状況	天草市水道局指定給水装置工事の指定業者 (給水装置主任技術者を有する事業者)	20点	
	水道施設工事における配管技能者数の状況	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく1級配管技能士	1人につき5点	1人の職員につき技能者として申請できるのは2技能までとする。
		職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく2級配管技能士	1人につき3点	
		職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく3級配管技能士	1人につき1点	
		(公社)日本水道協会の配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)を有する者	1人につき3点	
		(公財)給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能者検定会を受講し、合格者証を受けている者、又は「給水装置工事配管技能者認定証」を有する者、又は「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」を有する者	1人につき3点	
		(公社)日本水道協会に「耐震登録」している配水管技能者であり、かつ(一社)日本ダクタイル鉄管協会が実施する配管技能に係る講義を受講し、修了証を受けている者 【参考】 1. NS形ダクタイル鋳鉄管(φ450mm以下) 2. NS形ダクタイル鋳鉄管(φ500mm以上)	1人につき3点	
(公社)日本水道協会に「耐震登録」している配水管技能者であり、かつ配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管(配水管)施工講習会(旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会及び配水用ポリエチレン管協会主催の講習会を含む)を修了した技能者。	1人につき3点			

(E) とび・土工・コンクリート工事における「法面工事」のみ加点対象項目

事項区分		基準区分		点数	備考
施工技能	法面工事の技術者及び技能者の状況	一般社団法人 全国特定法面保護協会が実施するのり面施工技術者資格試験の合格者である、のり面施工技術者証の資格認定技術者		1人につき5点	
		一般社団法人 全国特定法面保護協会が実施するのり面ノズルマン技能認定試験の合格者である、のり面ノズルマン技能者		1人につき5点	
その他	令和8年1月1日現在の、法面工事吹き付け用建機の保有状況	対象建機	規格	点数	備考
		モルタル・コンクリート吹付機	湿式 0.8 ~ 11.0m ³ /h ミキサ付	30点	※同建機を複数所有していても加点対象は1機のみとする。 なお、天草市以外が発行した償却資産台帳に記載された建機については、0.30を乗じた点数とする。

(3) その他

① 公共工事(国、地方公共団体、公団等発注の元請工事)の完成工事高

区 分	点 数
100百万円以上	60点
10百万円以上 100百万円未満	40点
10百万円未満	20点
工事なし	0点

※2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受業者は直前の営業年度(1年分)における完成工事高により評価する。また、天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の工事完成高にそれ以外の営業所の工事完成高に0.30を乗じて得た工事完成高を加えた額に応じて算定する。

② 格付する各業種工事における完成工事高・完成工事比率（土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・水道施設工事・法面工事）

(7) 各業種工事の平均完成工事高

区 分		点 数
100百万円以上		50点
10百万円以上	100百万円未満	30点
10百万円未満		10点
工事なし		0点

※格付適用年度の前年度の経営事項審査における各業種工事の平均完成工事高により算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受業者は直前の営業年度（1年分）における完成工事高により評価する。また、天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の工事完成高にそれ以外の営業所の工事完成高に0.30を乗じて得た工事完成高を加えた額に応じて算定する。

(イ) 平均工事完成高の合計に占める各業種工事の平均完成工事高の比率

区 分		点 数
90%以上		90点
80%以上	90%未満	80点
70%以上	80%未満	70点
60%以上	70%未満	60点
50%以上	60%未満	50点
40%以上	50%未満	40点
30%以上	40%未満	30点
20%以上	30%未満	20点
10%以上	20%未満	10点
10%未満		0点